最終更新日：2021年6月23日
Ｊ－タツミ
代表取締役社長 伏島　利行
問合せ先：業務部　0284-71-3131（代表）
証券コード：7268
http://www.tatsumi-ta.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスについて会社の取り組みに関する基本的な方針
企業価値の向上にむけ、すべてのステークホルダーに対する経営の透明性と公平性の確保及び経営環境の変化に迅速かつ適切に対応できる機動的な意思決定を行える経営機能の強化がコーポレート・ガバナンスの重要な目的と考えております。今後もさらに一層コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレート・ガバナンスの「基本原則」を全て実施しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社ミツバ	3,186,000	53.14
株式会社東和銀行	300,000	5.00
株式会社横浜銀行	250,000	4.17
タツミ取引先持株会	240,000	4.00
三菱UFJ信託銀行株式会社	150,000	2.50
セコム損害保険株式会社	150,000	2.50
タツミ従業員持株会	142,000	2.38
第一生命保険株式会社	100,000	1.67
浜銀ファイナンス株式会社	100,000	1.67
MSIP CLIENT SECURITIES	66,000	1.11

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	株式会社ミツバ　（上場：東京）　（コード）　7280

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	輸送用機器
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、親会社以外の企業と直接取引を行う当社独自の営業基盤を確立しており、親会社からの一定の独立性を確保していると認識しております。
親会社との取引条件については、一般取引と同様に公正かつ適正な取引関係を維持するとともに、当社と関係を有しない他の取引先と同様に市場価格などを考慮して合理的な価格としております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は株式会社ミツバの連結子会社です。同社の傘下には、多数の関連会社を擁し輸送用機器関連事業及び情報処理関連事業があります。株式会社ミツバは当社の自動車電装用部品の最大の販売先であります。
以上のように、当社と株式会社ミツバグループは、資本、取引等の面で緊密な関係にありますが、経営の基本方針及び日常の事業活動については、自主、自立を基本としており、取引価格等の条件も他の取引先と同一であります。
以上のことから、当社の親会社等からの独立性は十分に確保されているものと認識しております。また、今後につきましても、上場会社として独立性を確保するとともに、親会社以外のお客様に対する受注拡大のための営業活動に鋭意努力してまいります。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
法師人　稔	他の会社の出身者											
竹原　正貴	他の会社の出身者											
三澤　益巳	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
法師人　稔	○	○	―――	金融機関等の業務を通じての豊富な経験・実績・見識を活かして当社経営の監視をして頂くために選任しております。 また、上記のとおり独立性が高く、一般株主と利益相反の恐れがないことから、平成28年6月22日より独立役員として届け出ております。
竹原　正貴	○	○	―――	弁護士、公認会計士として高度な専門知識と、幅広い見識を有しており、当社経営の監視をして頂くために選任しております。 また、上記のとおり独立性が高く、一般株主と利益相反の恐れがないことから、令和2年6月10日より独立役員として届け出ております。

三澤　益巳	○	○	―――	長年にわたって公務員として行政に従事してきたことによる法律や社会等に関する豊富な経験と知識を有し、当社経営の監視をして頂くために選任しております。 また、上記のとおり独立性が高く、一般株主と利益相反の恐れがないことから、令和2年6月10日より独立役員として届け出ております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査室に当社監査等委員会の職務を補助する従業員を配置いたします。当社監査等委員会の職務を補助する従業員の人事および組織変更については、事前に監査等委員会または監査等委員会の定める常勤の監査等委員の同意を得ます。監査等委員会の職務を補助すべき、従業員は、その職務において当社監査等委員会の指揮命令のもと職務を遂行し、当社取締役の指揮命令は受けません。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社には内部監査部門として監査室を設置しており、1名が内部監査に従事しております。
この内部監査に、常勤の監査等委員1名が随時参加し、内部監査状況を監視するとともに適宜情報交換を行い、連携を図っております。
会計監査は、会計監査人として新宿監査法人と監査契約を結んでおり、期中、期末監査の他に、内部統制の整備について適切なアドバイスを受けております。
会計監査業務を執行した指定社員・業務執行社員は、田中信行、壬生米秋の2名であり、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士12名であります。
内部監査、監査等委員会による監査及び会計監査の連携は、監査方針のすりあわせをはじめ、期中に設ける監査講評会での連携や、期末の監査意見の交換を実施し、各様の監査が合理的・効果的にその任を果たせるべく努めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

取締役の役割に応じた報酬の設定を行っております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

当社では取締役の報酬を開示しております。
取締役に支払った報酬:43,906千円(うち、社外取締役に支払った報酬:6,750千円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、2016年6月22日開催の第65回定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)は年額70百万円以内(ただし、使用人兼務役員の使用人分の給与は含まない。)、及び監査等委員である取締役は、年額30百万円以内と、それぞれの報酬総額の最高限度額を決定しております。各取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬については下記5項目の方針に基づき決定し、監査等委員である各取締役については、監査等委員会の協議により決定いたします。

1.基本方針
当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

2.基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針
(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)
当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3.業績連動報酬等の内容および額の算定方法の決定に関する方針
(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)
業績連動報酬等は、事業年度ごとの会社業績向上に対する意識を高めるため、単年度の経営業績の達成度を反映した現金報酬とし、各事業年度の当期利益の目標値に対する達成度合いおよび個人業績評価等を総合的に勘案して算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。目標となる業績指標とその値は、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとする。

4.金銭報酬の額、業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とする。取締役会(下記「5.」の委任を受けた代表取締役社長)は種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。なお、業績連動報酬の割合は、役職に応じての30%から40%とする。

5.取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項
個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とする。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役への情報伝達は、業務部が窓口となっております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件(常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
岡嶋　茂	相談役	経営全般に対するアドバイス	非常勤、報酬有	2021/3/31	1年更新

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新	1名

その他の事項

―――

2．業務執行、監査･監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート･ガバナンス体制の概要）

更新

業務執行に係る事項
1、経営会議
経営会議は常勤取締役及び常勤監査等委員で構成されており、業務執行に係る重要事項の審議、検討、決裁と情報の共有化を図っております。経営会議は毎月開催しております。
2、部長会
部長会は常勤取締役、常勤監査等委員及び部門長で構成されており、取締役会、経営会議で決議された基本方針に基づき経営に関する重要事項を協議、決定し、あわせて各部門の業務執行に関する重要事項の調整を行っております。
3、P&B（Profit ＆ Budget）会議
P＆B会議は常勤取締役、常勤監査等委員及び部門長で構成されており、予算の進捗等、事業進行状況に関する審議を行い、利益計画の協議、決定または指示し、事業遂行の先行管理の充実を図っております。

監査･監督等に係る事項
1、取締役会、監査等委員会
取締役会は5名の取締役、4名の監査等委員で構成されており、法令で定められた事項のほか、経営方針や事業計画、投資計画など経営に係る重要事項を意思決定するとともに、業務執行の指示･監督を行っております。
監査等委員会は常勤監査等委員1名、社外監査等委員3名の4名で構成されており、取締役の職務の執行の監査及び監査報告の作成、会計監査人の選任及び解任並びに不再任に関する議案の内容の決定、取締役（監査等委員を除く。）の選任若しくは解任又は辞任についての監査等委員会の意見の決定、取締役（監査等委員を除く。）の報酬等についての監査等委員会の意見の決定、その他法令及び定款に定められた職務を行っております。
2、内部監査機能の強化
当社は、内部監査部門として、監査室を設置しており、監査等委員と連携して適法かつ適正･効果的な業務執行の確保のための監査を実施し、必要に応じて、関係部門に対し改善提案を行っております。監査結果は、社長に報告するほか、監査等委員会にも報告しております。また、常勤監査等委員及び監査室は、会計監査人による監査の講評に出席しており、会計監査人との相互連携を図っております。
3、会計監査人
会計監査人は新宿監査法人を選任しております。当社は、監査に必要な書類をすべて提供し、適正な監査が行われるよう環境を整備しております。
会計監査業務を執行した指定社員･業務執行社員は、田中信行、壬生米秋の2名であり、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士12名であります。

3．現状のコーポレート･ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート･ガバナンス体制のさらなる充実を図ることが可能と考え、現状の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の活性化を図るため、開催日は、いわゆる集中日以外の日程で開催しております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	株主総会終了後に毎年実施しておりましたが、今年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的に中止とした。	なし
IR資料のホームページ掲載	決算短信、事業報告書、会社説明会資料等をPDFファイルにて掲載しております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	従業員向けリーフレット「私たちが守るべき行動」において、株主様をはじめとするステークホルダーの尊重に関する事項を定めております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社は、地球環境の保全を企業の社会的責任として認識し、環境保護活動を計画的かつ継続的にするために、平成17年度にISO１４００１の認証を取得いたしました。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社グループにおける内部統制システムの基本方針、体制および施策等は次の通りです。

1.当社取締役および使用人ならびに子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制について
・当社は、取締役会にて経営上の重要な事項に関する意思決定を法令・定款および「タツミ経営理念」に基づき行います。
・当社は、前述の当社理念を実践することによって当社グループのCSR（企業の社会的責任）を達成することを目指します。当社グループのCSR活動全体をまとめ、当社グループにおいて発生しうるあらゆる損失の危険の管理を扱う会議体として「CSR会議」を設置し、法令ならびに社会規範等の遵守状況の確認および改善を行います。
・当社は、当社グループが、社会の期待に応え信頼される企業となるために、当社グループで働く全ての人々のコンプライアンス意識を高めるべく、当社グループ行動規範である「私たちが守るべき行動」の周知徹底をはかります。
・当社は、当社グループの業務執行状況について監査室が内部監査を実施し、必要とされる改善指示を行います。
・当社は、当社グループにかかる内部通報制度として、社内常設の窓口である「タツミなんでも相談窓口」を設置いたします。

2.当社取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制について
・当社は、取締役会議事録その他、経営意思決定に係る重要な情報は「文書管理規定」等の社内規定に従って、適切に保存および管理を行います。

3.当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制について
・当社は、社内規定を整備し、前述のCSR会議にて当社グループにおいて発生し得る損失の危険の管理に対応してまいります。
・生産上のリスクを扱う組織として「リスクマネジメント委員会」を設置し、生産企画・製造・品質保証・物流等それぞれの観点から必要とされる管理を行うとともに、リスクの洗い出し、対策を実施しております。
・生産リスク以外に発生し得る損失の危険の管理を扱う組織としては「コンプライアンス委員会」を設置し、遵法経営の維持・確保に向けた諸施策を展開いたします。
・グループとしてＢＣＰ（事業継続計画）および適切な管理体制の整備を進めております。

4.当社取締役および子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について
・当社は、定例の取締役会を3ヶ月に一回以上開催し、経営上の重要な事項に対する意思決定と各取締役の業務の執行状況の監督等を行います。
・当社は、重要な経営課題の審議および意思決定を行う、「経営会議」を設け業務執行の迅速化をはかります。
・当社ならびに当社グループ各社は、中期（3年間）および単年度の事業計画を策定するとともに、各部門およびグループ各社においてその達成のために必要とされる具体的な施策を立案し、実行いたします。

5.当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制について
・当社は、前述の経営会議において、当社グループの経営方針の策定、経営資源の配分等を行い、グループ経営体制の強化をはかります。
・当社は、子会社の事業状況その他の重要事項について各社より報告を受け、必要に応じ指導を行ってまいります。

6.当社監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項について
・当社は、監査室に当社監査等委員会の職務を補助する従業員を配置いたします。
・当社監査等委員会の職務を補助する従業員の人事および組織変更については、事前に監査等委員会または監査等委員会の定める常勤の監査等委員の同意を得ます。
・当社監査等委員会の職務を補助すべき従業員は、その職務において当社監査等委員会の指揮命令のもと職務を遂行し、当社取締役の指揮命令は受けません。

7.当社ならびに子会社の取締役等（監査等委員である取締役を除く。）および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査等委員会に報告をするための体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制について
・当社ならびに子会社の取締役等（監査等委員である取締役を除く。）および従業員は、当社監査等委員会に主な業務執行状況を適宜適切に報告いたします。また、当社監査等委員会から業務執行に関する事項につき求められたときは速やかに報告を行います。加えて、法令違反行為等の当社グループに著しい損害を及ぼす可能性のある事実を発見したときは、直ちに当社監査等委員会に報告を行います。
・当社監査室および関連部門は、当社監査等委員会に対し定期的に当社内部通報窓口に対する相談状況の報告を行います。
・当社は、当社ならびに子会社の取締役等および従業員が当社監査等委員会へ直接通報または報告を行える旨を定めた社内規定、ならびに当社監査等委員会に報告したことを理由として不利な取扱いを受けることのない旨を定めた社内規定を整備すると共に、当社ならびに子会社の取締役等および従業員に対し、この旨を周知徹底いたします。

8.当社監査等委員会の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に関する方針について
・当社は、当社監査等委員が職務の執行に際し法令に基づいて費用の支出または弁済を求めたときは、これを速やかに処理いたします。
・前項に加え、当社監査等委員が社外の弁護士等の第三者から助言を求めるときは、当社はこれに要する費用を負担いたします。

9.その他当社監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制について
・当社常勤監査等委員は、監査の実効性を確保するため、取締役会、経営会議等、経営の重要な意思決定や業務執行において重要と思われる会議に出席すると共に付議資料を事前に確認いたします。
・当社監査等委員会は、当社監査等委員会が定めた監査方針、監査計画に従い監査室、会計監査人および代表取締役と定期的に意見交換を行います。

10. 財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制について
・当社は、金融商品取引法における財務報告の信頼性、適正性を確保するため、「財務報告に係る内部統制規定」に基づきその仕組みが有効かつ適切に機能することを継続的に評価し、必要な是正措置を実施いたします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、前述の「私たちが守るべき行動」において、反社会的勢力との関係断絶を掲げております。社内の秩序や安全に影響を与える反社会的勢力または、これと関係ある人や会社とは、関係を持ちません。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

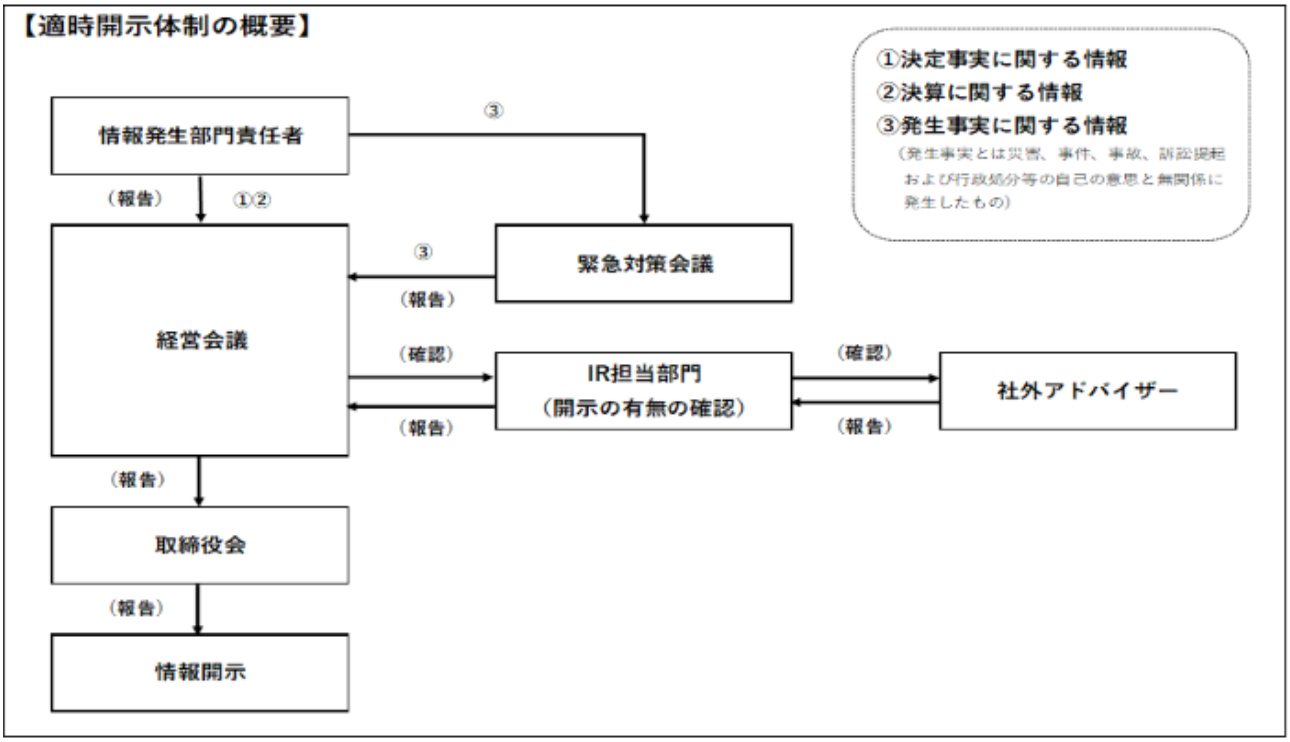

【コーポレート・ガバナンス体制の概要】

